

強度行動障害

区分の高い方の支援

重度障害者支援加算

- 360単位/日

- 360単位 × 30日 = 10,800単位

要件

- 下記いずれの要件も満たす
- ア:生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。
- この場合、常勤換算方法で指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。
- イ:事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が『強度行動障害支援者養成研修(実践研修)』、『行動援護従業者養成研修修了者』又は『喀痰吸引等研修(第二号)修了者』であること。喀痰吸引等研修(第一号)修了者でも第二号とみなされる。
- 当該利用者に係る支援計画シート等の作成を要す

要件

- ウ:配置されている生活支援員のうち20%以上が強度行動障害養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援過程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引(第三号)修了者であること。第一号、二号修了者でも該当とする
- エ:上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は常勤換算方法ではなく当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。

重度障害者等包括支援の対象者

- 区分6に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障があるものであって次の(一)又は(二)に該当すること。判断基準は以下の通り
- (一) 四肢全てに麻痺等があり、かつ、寝たきり状態にある者のうち、次のア又はイの「いずれかに該当すること
- ア 人口呼吸器による呼吸器管理を行っている者(Ⅰ類型)
- イ 最重度の知的障害のある者(Ⅱ類型)
- (二) 行動関連項目の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型)

I 類型

- ①区分6の『重度訪問介護対象者』
- ②医師意見書『身体の状態に関する意見』の『(3)麻痺』における『左上肢、右上肢、左下肢、右下肢』においていずれも『ある』に認定(軽・中・重のいずれかにチェックされている。尚(2)四肢欠損(4)筋力の低下(5)関節の拘縮は『麻痺』に準ずる
- ③認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において『全面的な支援が必要』
- ④認定調査項目『10群 特別な医療 レスピレーター』において『ある』と認定
- ⑤認定調査項目『6群 認知機能 コミュニケーション』において『日常生活に支障がない』以外に認定

Ⅱ 類型

- ①概況調査において知的障害の程度が『最重度』と確認
- ②区分6の『重度訪問介護』対象者
- ③医師意見書『身体の状態に関する意見』の『(3)麻痺』における『左上肢、右上肢、左下肢、右下肢』においていずれも『ある』に認定(軽・中・重のいずれかにチェックされている。尚(2)四肢欠損(4)筋力の低下(5)関節の拘縮は『麻痺』に準ずる
- ④認定調査項目「1群 起居動作 寝返り」において『全面的な支援が必要』
- ⑤認定調査項目『6群 認知機能 コミュニケーション』において『日常生活に支障がない』以外に認定

Ⅲ 類型

- ①区分6の『行動援護』対象者
- ②認定調査項目『6群 認知機能 コミュニケーション』において『日常生活に支障がない』以外に認定
- ③『行動援護項目得点』が『10点以上』と認定

1 支援計画シート等を作成するサービス及び各種加算等

支援計画シート等を作成することが基準又は加算の要件となっているサービス種別及び加減算は次の表のとおりです。

サービス種別	支援計画シート等の作成に係る加減算
行動援護	支援計画シート等未作成減算（作成していない場合）
生活介護	重度障害者支援加算
共同生活援助	重度障害者支援加算
施設入所支援	重度障害者支援加算（Ⅱ）

※生活介護・共同生活援助の重度障害者支援加算、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）については、「当該事業者において強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該者に係る支援計画シート等を作成すること。」とされています。

2 作成すべき「支援計画シート等」の内容

(1) 上記1の各加減算において要件となる「支援計画シート等」とは、次のとおりです。

- ① 支援計画シート
- ② 支援手順書兼記録用紙

※ 別添の「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日障障発0331第8号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長発出）にある「(参考1) 支援計画シート（例）」及び「(参考2) 支援手順書兼記録用紙（例）」を参考に、各事業所の状況に応じた「支援計画シート等」の策定を行って下さい。

※ 行動援護に関しては、横浜市が発行している「横浜市障害者ヘルパー事業所『運営ガイド』（第4版）」P90・91に掲載の「支援計画シート（記載例）」支援手順書兼記録用紙（記載例）」（参考3・4）も参考として下さい。

(2) 「個別支援計画」と「支援計画シート等」は内容が異なるため、別立てで作成して下さい。

(参考1)

支援計画シート(例) 氏名(高崎のぞむ) 支援計画者(〇〇〇〇)			
インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)		プランニング (支援計画)
	情報 (見たこと、聞いたこと、資料などから)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)
<p>・26歳男性 自閉症 重度知的障害</p> <p>・身長 172センチ 体重 105キログラム</p> <p>・高等部卒業後8年間で45キログラム体重増加</p> <p>・高血圧 (100 - 160)</p> <p>・14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている</p> <p>・その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している</p> <p>・子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌</p> <p>・外出は、施設の送迎と父親がドライブに連れていく以外に外出経験なし</p> <p>・DVD カセットのセット作業や洗濯ばさみの袋詰作業など、単純な工程の仕事が可能</p> <p>・書類やチラシの封入等、手先の巧緻性が求められる作業は手順の学習は可能だが製品としての完成は難しい</p> <p>・個別化された作業環境だと、一度に20分から日によっては1時間近く継続して作業に取り組むことが可能</p> <p>・休憩時間は他の利用者や職員の動きが見える環境だと落ち着かなくなるため、静養室のソファで横になっていることが多い</p> <p>・静養室での活動は特になく、長時間体験が続くと不穏状態になり、頻りに静養室を出入りし、床を強く叩きはじめる</p> <p>・写真を使った指示で活動がいくつか理解できている</p> <p>・ときどき笑顔を見せ、支援員に近寄ってくることもあるが、しばらくしてから混乱状態になる場合もある</p> <p>・入浴や歯磨(うがい)きが1時間以上たっても終わらないことが多々見られる</p> <p>・2か月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大けがを負う(その後休日のドライブが行けていない)</p>	<p>生物的なこと (疾患や障害、気質など)</p> <p>・中学生から強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症</p> <p>・生活習慣病の対策が必要</p> <p>・健康・衛生に配慮した詳細な援助は行いづらい</p> <p>・とっさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり</p> <p>・女性や子どもの甲高い声は嫌い</p> <p>・混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続く、場合によっては周囲の人が怪我をさせるリスクあり</p> <p>心理的なこと (不安、葛藤、希望、感情など)</p> <p>・一人で行う作業や自立課題は20分程度集中して取り組む</p> <p>・とっさに何らかの慣れ親しんだ行動を取らうとする時に静止すると混乱することが多い(大声・床を叩く・頭突き等)に表れる</p> <p>・周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある</p> <p>・刺激が少ない場所で、一人であることを好むが、30分以上続けると混乱することがある</p> <p>・笑顔や人とのかわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない</p> <p>・歯磨きや入浴といった活動の終了が理解できない</p> <p>社会的なこと (家庭、施設・学校、地域資源など)</p> <p>・両親は愛情をもって接しているが、今後も長期間この生活を続けることの困難さを感じている</p> <p>・家庭以外での外泊経験は15年以上経っていない</p> <p>・2年を目処に複数箇所のケアホームの設置が検討されている(行動障害対応が可能か不確定)</p>	<p>① ダイエットと生活習慣病予防</p> <p>② 支援付きの外出手段の確保</p> <p>③ 穏やかに日中活動の時間を過ごす</p> <p>④ 定期的なショートステイの利用</p>	<p>・昼食に満腹感を与える低カロリーメニュー</p> <p>・日中活動に毎日散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす)</p> <p>・休憩時間に個別に深呼吸の練習</p> <p>・相談支援事業と行動援護利用の調整(早急のサービス開始に向けて)</p> <p>・行動援護事業所と具体的な支援方法の確認(支援員が複数回同行予定)</p> <p>・1日に作業1種類、自立課題6種類を準備</p> <p>・1日単位の個別のスケジュールを当面固定</p> <p>・スケジュールの伝達方法を調整</p> <p>・スケジュールの提示場所は静養室</p> <p>・3つ程度の活動を写真・カードで提示</p> <p>・静養室の休憩時間の終わりはタイマー</p> <p>・スケジュール変更時に家庭に連絡</p> <p>・家庭での影響を確認</p> <p>・月に2回(各1泊)生活介護事業所併設のショートステイを活用(要調整)</p> <p>・曜日の固定</p> <p>・他の利用者との調整</p> <p>・宿泊時に必要なもの確認</p> <p>・夜間・早朝のスケジュール確認</p> <p>・最初の実施日</p>

(参考2)

支援手順書 兼 記録用紙 (例)

利用者名	高崎のぞむ	サービス提供日	2013年10月24日(木)			作成者名	赤城あきら
事業所名①	生活介護事業所あじさい	サービス名	生活介護	時間	9:30-15:00	提供者名	橋名陽子
事業所名②		サービス名		時間		提供者名	
事業所名③		サービス名		時間		提供者名	

時間	活動	サービス手順	チェック	様子
9:30-10:00	来所	【スケジュール1:朝の準備】 静養室(スケジュール)→静置室(着替え)→ 静置室(休憩)→アラーム(9:50)→作業室		
10:00-10:45	班別活動	【スケジュール2:DVD組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム →トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分)		
10:45-11:00	お茶休憩	【スケジュール3:お茶休憩】 作業室→静養室(スケジュール)→手洗い→ 静置室(お茶休憩)→アラーム→作業室		
11:00-11:45	班別活動	【スケジュール4:DVD組み立て×2回】 作業室(作業15分)→静養室(休憩10分)→アラーム →トイレ→静養室(スケジュール)→作業室(作業15分) →静置室		
11:45-12:45	昼食 昼休み	【スケジュール5:昼食】 静置室(スケジュール)→手洗い→静養室(スケジュール) →食堂(昼食)→静養室(休憩)		
12:45-13:30	散歩	【スケジュール6:散歩】 アラーム(12:45)→トイレ→静養室(スケジュール) →玄関(靴の履き替え)→公園→玄関(靴の履き替え) →静養室(スケジュール)→手洗い→静養室(休憩)		
13:30-14:35	自立課題	【スケジュール7:自立課題×2回】 アラーム(13:30)→作業室(自立課題15分) →静養室(休憩15分)→アラーム→作業室(自立課題15分) →静養室(休憩20分)		
14:35-15:00	帰り	【スケジュール8:帰宅】 アラーム(14:35)→トイレ→静養室(スケジュール) →静置室(着替え)→玄関(靴の履き替え)→送迎		

【連絡事項】

- 活動の切り替えは静養室で行います。原則として活動ごとにスケジュールを確認します。
- 静養室での休憩の終わりはアラームで知らせます。
- ロッカーは静置室に移動しました。着替えは静置室で行ってください。
- 熊谷さんと動線が重ならないように注意してください(特に朝、休憩時間)
- 自立課題終了後、帰りの準備をするまでに20分間の休憩が入ります。

【問い合わせ事項】

(参考3)

支援計画シート(記載例)

氏名(横浜 太郎) 支援計画者(神楽川 一郎)

インテーク (情報の収集・整理)	アセスメント (評価)		プランニング (支援計画)
情報 (見たこと、聴いたこと、資料 などから)	理解・解釈・仮説 (わかったこと、推測したこと)	支援課題 (支援の必要なこと)	対応・方針 (やると思うこと)
<p>・26歳男性、自閉症、重度知的障害</p> <p>・身長172cm、体重105kg</p> <p>・高等部卒業後8年間で45kg体重増加</p> <p>・高血圧(100-160)</p> <p>・14歳の時に近所のコンビニで2歳の子を突き飛ばし怪我をさせている</p> <p>・その後も学校や施設の外出中に幼児の方に向かっていく場面を数回制止している</p> <p>・子どもの泣き声はテレビから聞こえても不機嫌</p> <p>・外出は母と行く買い物と、父と行くドライブ以外は経験なし</p> <p>・いつも同じ服を着たがる</p> <p>・衣類を着ることはできるが、裾等の細かいところは支援が必要</p> <p>・弁当の開封や、割りばしの使用等の細かい作業は得意</p> <p>・開封後のゴミは食事が終わるまで、テーブルの上に並べている</p> <p>・スケジュールを絵カードで提示していると、理解しやすい</p> <p>・他者へのたつきかけは手引きが中心</p> <p>・居室内では父母の声が聞こえないようにヘッドホンをつけている</p> <p>・排便時、便を素手で触ってしまうことがある</p> <p>・父母が自分に関する話をしていると、何かをされると思い不安が強くなる</p> <p>・ときどき笑顔を見せ、人に近寄ってくることがあるが、必ずしも喜んでいるわけがなく、しばらくしてから混乱状態になる場合もある</p> <p>・歯磨き(うがい)が30分以上たっても終わらないことが多々見られる</p> <p>・2か月前、歯磨きの中止を指示した父親に、コップを投げつけ、目の大けがを負う(その後休日のドライブが行けていない)</p> <p>・時計の理解は可</p>	<p>生物的事象 (疾患や障害、気質など)</p> <p>・中学生から強度行動障害の状態が続いている重度の知的障害のある自閉症</p> <p>・生活習慣病の対策が必要</p> <p>・口頭より視覚的な指示理解の能力が高い</p> <p>・とっさに乳幼児を突き飛ばすリスクあり</p> <p>・女性や子どもの甲高い声は嫌い</p> <p>・混乱し興奮すると数時間単位で不穏状態が続き、場合によっては周囲の人が怪我をするリスクあり</p> <p>心理的事象 (不安、葛藤、希望、感情など)</p> <p>・細かい作業には集中して取り組むことができるが、長くは続かない</p> <p>・何らかの慣れ親しんだ行動を取ろうとする時に静止すると大声・床を叩く・頭突き等表れる</p> <p>・周囲の人のとっさの動きに反応し混乱することがある</p> <p>・刺激が少ない場所で、一人で行うことを好むが、見通しがないと混乱することがある(30分程度が限度)</p> <p>・笑顔や人とのかわりを求める行動がかならずしも快適な状況の表現とは限らない</p> <p>・活動の終了が理解できない</p> <p>社会的な事象 (家庭、施設・学校、地域資源など)</p> <p>・同親は愛情をもって接しているが、今後も長期間この生活を続けることの困難さを感じている</p> <p>・家庭以外での外泊経験は15年以上経験していない</p> <p>・2年を目処に複数箇所のグループホームの設置が検討されていて、申込みを行う予定(行動障害対応が可能か不確定)</p>	<p>①ダイエットと生活習慣病予防</p> <p>②スケジュールの確認</p> <p>③自宅で穏やかな時間を過ごす</p> <p>④整容面・健康面に配慮する</p>	<p>・昼食に量が多くて低カロリーのメニューを選ぶ</p> <p>・散歩の時間を組み入れる(時間や歩行距離は計画的に増やす)</p> <p>・散歩時はできるだけ刺激の少ない道を選ぶ</p> <p>・一日のスケジュールを絵カードで提示する</p> <p>・スケジュールの提示場所は居室</p> <p>・場所や人、何をするかを具体的に写真や絵カードを利用して伝える</p> <p>・その日の体調等や本人の希望により、スケジュールの組み換えは可能</p> <p>・本人とのコミュニケーションには絵カードを用いる</p> <p>・DVD鑑賞は本人がリラックスできる時間なので、自分で選んでもらい、機械の操作が正しく行っているかを確認する</p> <p>・本人が嫌なことを本人がいるところで父母に話さない</p> <p>・次の予定の確認があった場合は、時間とともに伝える</p> <p>・歯磨き等のある程度の時間継続して行うべきものはタイマーを使用する(操作の支援が必要)</p> <p>・外出からの帰宅時に手洗いうがいを行う</p> <p>・衣類の裾等、身だしなみが整っていない場合はその都度介助する</p> <p>・頭髮は歯ブラシを利用して、苦手な整髪料は使わない</p> <p>・トイレから出た時は必ず石鹸で手を洗う</p> <p>・水分補給を定期的に行う</p>

※厚生労働省通知「重症訪問介護の対象者拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について(平成26年3月31日付障発0331第8号)」より抜粋(一部改変)

(参考4)

支援手順書 兼 記録用紙(記載例)

利用者名	横浜 太郎	サービス提供日	平成27年11月1日(日)		作成者名	神奈川 一郎
事業所名①	KRCケアサービス	サービス名	行動援護	時間 10:00-15:00	提供者名	関内 花子
事業所名②		サービス名		時間	提供者名	
事業所名③		サービス名		時間	提供者名	

時間	活動	サービス手順	チェック	様子
10:00-10:30	顔合わせ	玄関(挨拶) → トイレ → 居室(スケジュールの確認)	○	居室にてスケジュールの確認を行いました。「買い物行きたい」と繰り返ししていました。
10:30-12:00	散歩・買い物	居室(散歩準備・買う物の確認) → 玄関(靴の履き替えに声かけ) → ○○スーパー(ジュース・弁当・スナック菓子1個を購入) → 公園(ブランコとすべり台で楽しむ。小さな子がいると中止) → 玄関(靴の履き替えに声かけ) → 洗面所(うがい・手洗い) → 居室(休憩10分)	○	目的の物のみを買うことができました。公園では子どもがいましたが、離れてベンチに座っているとすぐに落ち着きました。
12:00-13:00	昼食	居室 → トイレ → ダイニング(ジュースと菓子を箱に入れる → テーブルに着く → 弁当を置く → 「いただきます」 → お茶をコップに2杯用意) → 洗面所(手順書とタイマーを使用して歯磨き、仕上げ介助)	△	歯磨きはタイマーが鳴らないうちから終わろうとするので、「歯磨きします」と伝えると自分の頭を叩くことがありました。おやつを早く食べたかったようです。
13:00-15:00	居室で過ごす	パズル・DVD鑑賞 → おやつ(14:00になったら買ってきたジュースと菓子を食べる) → ゴミ捨て(分別の声かけ) → DVD鑑賞 → 次回スケジュールの確認	○	おやつを食べ終わると、自分からゴミ捨てを行いました。分別もほぼ自力で行うことができました。

【連絡事項】

- ・スーパー店内では決まったルートを通ってレジまで行きます。
- ・移動時、決まったルートに人がいる場合は、通り過ぎるまで本人に待ってもらいます。
- ・小さな子どもや犬が苦手なので、公園等で視界に入る場合は配慮します。
- ・食事は喉につまらないようにペースに配慮、適宜声かけします。
- ・スケジュールの確認が多ありますが、落ち着けるようにその都度声かけをしていきます。

【問合せ事項】

※厚生労働省通知「重症訪問介護の対象者拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について(平成26年9月31日付障発0331第8号)」より抜粋(一部改変)

共同生活援助でとれる加算

福祉専門職員配置加算

• 福祉専門職員配置加算(Ⅰ)

- 常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士の資格保有者が3.5%以上雇用されている事業所
- 10単位/日

• 福祉専門職員配置加算(Ⅱ)

- 常勤の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理士の資格保有者が2.5%以上雇用されている事業所
- 7単位/日

福祉専門職員配置加算

- **福祉専門職員配置加算(Ⅲ)**

- 世話人又は生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所
- 4単位/日

看護職員配置加算

•看護職員配置加算

- 共同生活援助事業所の職務に従事する看護職員を常勤 換算で1名以上、利用者の数を20で除して得た数以上 配置している場合(※基準上必要とされる人員配置にプラス)
- 70単位/日

夜間支援体制加算

• 夜間支援体制加算(Ⅰ)

- 夜間及び深夜の時間帯に介護等を行うための勤務体制等を確保する場合(午後10時から午前5時まで最低限勤務)
- 54～672単位/日

• 夜間支援体制加算(Ⅱ)

- 夜間及び深夜の時間帯において、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保する場合 ※夜間支援体制加算(Ⅰ)で算定される場合は対象外
- 18～112単位/日

夜間支援体制加算

• 夜間支援体制加算(Ⅲ)

- 夜間及び深夜の時間帯の防災体制を確保している場合（警備会社等との委託契約を締結している等）又は夜間 及び深夜の時間帯において、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合
- 10単位/日

日中支援加算

• 日中支援加算（Ⅰ）

- 高齢又は重度の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難である利用者に対し、個別支援計画に基づき昼間の時間帯に支援をおこなったとき
- <利用者1人> 539単位/日 <利用者2人以上> 270単位/日

• 日中支援加算（Ⅱ）

- 日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により当該サービス等を利用できない期間が月に3日以上ある場合であって、昼間に必要な支援を行ったとき（3日目から算定）
- <利用者1人> 支援区分4以上:539単位/日 支援区分3以下:270単位/日 <利用者2人以上> 支援区分4以上:270単位/日 支援区分3以下:135単位/日

その他

• 自立生活支援加算

- 居宅で単身での生活が可能であると見込まれる利用者 及び家族に、退去後の生活についての相談援助を行い、かつ退去後の居宅を訪問し障害福祉サービスについての相談援助、連絡調整をおこなった場合
- 500単位 ※入居中2回、退去後1回を限度

• 入院時支援特別加算

- 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間 中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活 上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合(月1回を限度)
- ・入院3～6日 561単位/月 ・7日以上 1122単位/月

その他

•長期入院時支援特別加算

- 事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合（入院期間3日以上。3月に限る）（※入院時支援特別加算を算定する月は算定できない）
- 122単位/日（介護包括型）76単位/日（外部利用型）150単位/日（日中支援型）

•帰宅支援加算

- 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合（月1回を限度）
- ・帰宅3～6日 187単位/月 ・7日以上 374単位/月

その他

•長期帰宅支援加算

- 事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合(帰宅期間3日以上。3月に限る)
- 40単位/日(介護包括型) 25単位/日(外部利用型) 50単位/日(日中支援型)

•地域生活移行個別支援 特別加算

- 医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談支援や個別支援等を行った場合
- 670単位/日

その他

•精神障害者地域移行特別加算

- 精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な支援を社会福祉士等が行った場合(※地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は算定できない)
- 300単位/日(1年以内)

•強度行動障害者 地域移行特別加算

- 障害児者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害者に対して、地域で生活するために必要な支援を強度行動障害支援者養成研修終了者等が行った場合(※重度障害者支援加算を算定している場合は算定できない)
- 300単位/日(1年以内)

その他

•通勤者生活支援加算

- 利用者の100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されている事業所において、主として日中において、就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合
- 18単位/日

•夜勤職員加配加算

- 日中サービス支援型の夜間支援について、基本報酬で評価される夜勤職員以上に職員を加配する場合
- 149単位/日

医療連携体制加算

- 医療連携体制加算（Ⅰ）

- 医療機関等との連携により、看護職員を共同生活援助 事業所に訪問させ、利用者に対して看護を行った場合に 加算。（※看護職員配置加算を算定している場合算定しない）
- 500単位/日

- 医療連携体制加算（Ⅱ）

- 医療機関等との連携により、看護職員を共同生活介護 事業所に訪問させ、2人以上の利用者に対して看護を 行った場合に加算。ただし、1回の訪問につき利用者8名 を限度とし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については算定しない。（※看護職員配置加算を算定している場合算定しない）
- 250単位/日

医療連携体制加算

- **医療連携体制加算(Ⅲ)**

- 看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合(※看護職員配置加算を算定している場合 算定しない)
- 看護職員1人あたり 500単位/日

- **医療連携体制加算(Ⅳ)**

- 介護職員等がたんの吸引等を実施した場合(※看護職員配置加算を算定している場合算定しない)
- 100単位/日

医療連携体制加算

- 医療連携体制加算（V）

- グループホームに住み続けられるよう、日常的健康管理 や、医療ニーズに対応できる体制を整備（正看護師を1名 以上配置または確保）している場合（※看護職員配置加算を算定している場合算定しない）
- 39単位/日